

欧州

EF の制度化に備えを

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 土屋 朋美

EUでは「環境フットプリント (EF)」制度化に向けた検討が進む。これは事業者の環境への取り組みを評価する指標の一つで、製品やサービスのライフサイクル全体で生じる環境への影響や負荷の程度を表す。欧州委員会は、既存の複数の指標を一本化すべく新たな制度構築を目指している。2014年6月には第2期のパイロット (試験) 事業を開始。今後3年間にわたり実施される同事業の結果を踏まえ、具体的なルールを決定する。欧州で製品を販売する日本企業は、対応に向けた準備を早期に整える必要がありそうだ。

環境フットプリントとは

EUが制度化を検討している「EF」は、温室効果ガスだけでなく、材料、水などの資源や健康への影響など複数の環境負荷指標を加えたものだ (表1)。新たな取り組みとして、欧州委員会 (以下、欧州委) が2010年ごろから協議を重ねてきた。13年からは3年間のパイロット事業が始まり、18年以降EUでの統一ルールが決定されるといわれる。

背景にはどんな事情があるのか。実は、世界には400種類以上の環境ラベルが存在し、事業者や消費者に混乱が生じているという現状がある。EUは世界に先駆けて統一の環境ラベル政策を打ち出すことで、

欧州企業の国際競争力を高めたいという意図もあるようだ。

類似した制度に「カーボンフットプリント (CFP)」がある。これはサプライチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を二酸化炭素 (CO₂) に換算し、商品やサービスにラベル表示するというものである。先進国を中心

に世界で普及してきた手法だ。EU加盟国でこの手法を先行して取り入れているフランスの例を見よう。フランスでは、07年ごろから環境庁主導によるCFPの普及が進む。10年7月12日には環境国家契約法 (グルネル2) が公布され、従業員500人以上の企業などに対し、温室効果ガス排出報告書 (インベントリ) 作成を義務付けた。大手スーパーチェーンのカジノやネスレ・フランスなどはそれぞれのウェブサイト上に報告書を公開している。同法では当初、製品ラベルへの環境情報表示の義務化も検討されたが、先送りされた。

環境製品の単一市場構築に向けて

EUはこれまで環境製品に関連する政策として、主に①エコラベル (製品への環境ラベル表示)、②エネルギーラベル (電化製品などのエネルギー効率表示義務)、③エコデザイン (EuP/ErP指令、工業製品への環境デザイン規制) などを進めてきた。①は1992年から、②は95年から、③は05年から導入している^{注1}。欧州委では、導入から10年以上たったこれら環境情報関連の政策について、見直しや調整が必要と考えていた。そこで、既存の環境情報を一本化した制度として、EF制度を新たに構築すべく検討を始めた。

欧州委は13年4月、新たな指針として「環境製品のための単一市場構築 (Single Market for Green Products)」を採択した。その中で、EFを製品や組織に対する環境評価の方法論として提案した。

EFはライフサイクル・アセスメント (LCA)^{注2}に基づいており、欧州委は次の二つの手法を提案する。製品の原材料調達から生産、廃棄されるまでの環境負荷指数を測る「製品の環境フットプリント (PEF)」と、企業や団体の活動全体にかかる環境負荷指数を測る「組織の環境フットプリント (OEF)」だ。13年4

表1 EF 影響領域

1	気候変動
2	オゾン層破壊
3	生態毒性
4	人体毒性 - 発がん影響
5	人体毒性 - 発がん以外の影響
6	粒子状物質 / 呼吸器疾患
7	電離放射線 - 人体健康影響
8	光化学オゾン生成
9	酸性化
10	富栄養化 - 陸上
11	富栄養化 - 水系
12	資源枯渇 - 水
13	資源枯渇 - 鉱物・化石
14	土地利用

資料：欧州委員会勧告 (2013/179/EU) を基に作成

表2 EFパイロット事業：PEF採択分野

	採択分野	主な参加団体・企業（提案者）
第1期 (2013年11月開始)	電池・充電電池	欧州先端充電電池協会
	装飾塗料	欧州塗料・インク・絵の具産業委員会
	給水管	欧州プラスチック管・フィッティング協会
	家庭用洗剤	石鹼・洗剤・メンテナンス製品国際協会
	中間紙製品	欧州委員会、共同研究センター
	IT機器	日立製作所、日本電機工業会
	皮革*	欧州皮革産業連合
	板金	欧州金属協会
	靴（革製除く）	持続可能衣料連合
	太陽光発電	ファースト・ソーラー、欧州太陽光産業協会
	文房具	文房具協会
	断熱材*	エコ企業創造開発協会
	Tシャツ	Cycleco
	無停電電源装置（UPS）	シュナイダー・エレクトリック
第2期 (2014年6月開始)	ビール	欧州醸造者団体
	コーヒー	欧州コーヒー連盟
	乳製品	欧州乳業協会
	飼料	欧州飼料製造者連盟
	魚	ノルウェーシーフード連盟
	肉（牛、豚、羊）	欧州家畜・食肉取引業者連合
	オリブオイル	CO2 コンサルティング
	飲料水（容器詰め）	欧州ボトルウォーター連盟
	バスタ	EUバスタ製品製造者連盟
	ペットフード（犬、猫）	欧州ペットフード産業連盟
	ワイン	欧州ワイン事業者委員会

注：*皮革、断熱材は2014年6月から開始
資料：欧州委員会ウェブサイトを基に作成

月には「製品と組織のライフサイクル環境評価のための共通手法」と題した勧告（2013/179/EU）を発表。EU加盟国に対して共通の手法に基づくEFの大枠のガイドラインを示した。この中で全ての製品や業種に適用する14の環境領域（表1）を定めており、これら領域に関する環境影響評価を行うことを求めている。

また、前述の指針の中でその検証や製品・産業分野別のルール策定を行うため、ステークホルダー（利害関係者）によるパイロット事業の実施を発表している。パイロット事業の参加者は欧州委環境総局が公募により決定する。第1期は13年9月に募集し、PEFでは電池、家庭用洗剤、太陽光発電など14製品分野が採択された。同年11月に各分野での作業が始まった。第2期は主に食品・飲料・飼料などが対象。応募総数30件のうち11件が採択され、14年6月から作業が開始されたところだ。（表2）

OEFでは当初、小売り、銅製造、衛生用品・トイレタリーの三つの産業が採択されたが、衛生用品・トイレタリーについては大手メーカーや主要な業界団体の参加が不十分として、14年4月に作業を打ち切った。

パイロット事業の実施期間は3年間。各事業で得られた結果やデータを基に、最終的な製品・産業分野別ルールの策定が18年以降行われる見込みだ。

パイロット事業には欧州企業だけでなく、外国企業・団体も参加することができる。例えば、第1回募集では、IT機器・装置のカテゴリーに日立製作所、


日本電機工業会、富士通、在欧日系ビジネス協議会などの日系企業・団体が参加している。EUのルール策定プロセスに早期から関わることで、欧州で製品を販売する際のリスク軽減を図るとともにEUの法案策定に貢献することが可能となろう。

LCAによる環境負荷算定への取り組みは日本でも90年代から、電機・電子産業や自動車産業などを中心に始めている。既に大手企業の多くはCSR（企業の社会的責任）活動の一環として環境評価に関わる年次報告書を発表している。例えば東芝グループでは、独自の環境評価手法を開発し、CO₂だけでなく資源や化学物質の環境負荷算出を行っている注3。このような取り組みの延長線上にEFもあり、日本企業も事前の備えがあれば対応が可能とみられる。

企業負担を最小限に

「EF導入は消費者や製品のサプライヤー双方に影響を与える。例えば環境に配慮された製品を選択することや、製品や企業に対する消費者の信頼を高めることにつながる」と同取り組みの重要性を述べるのは欧州委環境総局の担当者だ。環境情報の把握のために企業にさらなるコスト負担が発生しないよう最小限の要件で実施したいと考えているという。そのためにも、EUの統一ルールを整え、事業者にとって分かりやすく、効率的に実施できる制度が必要となる。

このような環境情報の開示に関連した政策は、欧州の景気低迷の影響を受け、最近までは進展が少ない分野だった。だが景気回復の兆しが見えてきた今、再び動きが活発になるとみられる。

EUにおけるEFは、現時点では試行段階だ。だが、産業界からの参加を促し、実証データを検証することで、今後政策の具体化が進む。限られた環境資源をいかに効率的に使い、環境に配慮した製品を生産・流通させるかは、欧州に限らず企業の持続的な発展に関わるものである。18年までの制度化を見据え、欧州で製品販売を行う日本企業は早い段階から情報収集を行い、対応に向けた準備を整えることが肝心だ。 

注1：本誌2012年4月号p.64～「エネルギースターで省エネ推進」参照。
注2：主に製品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階において環境負荷を定量的に把握する手法。
注3：東芝ウェブサイト